

## 京都市基本計画審議会 うるおい部会に関連する各種計画等

○本資料は、うるおい部会に関連する主な計画を整理したもの  
 (※網掛けは、現在、本審議会と並行して検討されている計画等)

○各計画等の「策定時期」、「計画期間」、「達成目標」、「課題」、「主な方針・施策等」、「主な事業・プロジェクト」、「市民等や行政の役割」の概要を記載

<一覧>

分野	計画等の名称	策定等の時期	平成21年度					平成22年度								
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
環境	京（みやこ）の環境共生推進計画	H18														
	京都市自動車公害防止計画	H13														
	京都市ダイオキシン類対策推進計画	H21														
	環境モデル都市行動計画	H21.3														
	新京都市地球温暖化対策計画	H22年度		②委員会	③委員会 パブリックコメント			④委員会	⑤委員会 パブリックコメント	パブリックコメント	⑥委員会	⑦委員会		⑧委員会 中間とりまとめ		22年度中に策定予定 ※平成23年1月に答申予定
	環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議提言	H22.3		⑤市民会議				パブリックコメント		⑥市民会議 提言						
	「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議検討報告書	H22.3		④市民会議				⑤市民会議	パブリックコメント	⑤市民会議	報告					
	京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）	H22.3			答申				パブリックコメント	策定						
	京都市地域新エネルギービジョン	H12														
	新京都市産業廃棄物処理指導計画	H16														
人権・男女	京都市人権文化推進計画	H17														
	きょうと男女共同参画推進プラン（第4次京都市女性行動計画）	H22年度							素案作成			答申		パブリックコメント		22年度中に策定予定
青少年	新・京都市ユースアクションプラン（第3次京都市青少年育成計画）	H22年度										案作成	パブリックコメント			22年度中に策定予定
	京都市子ども・若者総合支援計画	H22年度		庁内検討組織設置												22年度中に策定予定
市民生活	京都市生活安全基本計画	H12														
	次期「京都市生活安全基本計画」（仮称）	H22		市民アンケート						平成22年度に京都市生活安全施策懇話会で議論する予定					22年度中に策定予定	
	京都市消費生活基本計画	H18														
	第2次京都市消費生活基本計画（仮称）	H22										案作成	パブリックコメント			22年度中に策定予定
	地域コミュニティ活性化に関する懇話会提言	H22.3			⑤懇話会				⑥懇話会、提言							
文化	京都文化芸術都市創生計画	H19.3														
	岡崎地域活性化ビジョン及び京都会館整備基本計画	H22年度														22年度中に策定予定
	京都市動物園構想	H21.11		策定												
スポーツ	京都市市民スポーツ振興計画	H13														

<各計画の概要>

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
環境	京（みやこ）の環境共生推進計画 <a href="http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/kaikaku/miyako.html">http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/kaikaku/miyako.html</a>	策定済（H18.8）	H27年度まで	<p>&lt;目指す環境像&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境への負荷の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」</li> </ul> <p>&lt;長期的目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都</li> <li>公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都</li> <li>自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都</li> <li>ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都</li> <li>すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都</li> </ul>	<p>目標年次は明記のない限りH22年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化炭素排出量：10%削減（平成22年比）</li> <li>温室効果ガス排出量：695万トン</li> <li>市街化区域の緑被率（37年度）：37%</li> <li>環境保全基準の可及的速やかな達成（達成している場合は現状維持）</li> <li>一人当たりの公園等面積（37年度）：10㎡以上/人</li> </ul> <p>&lt;部門別二酸化炭素排出量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業部門：118万トン</li> <li>運輸部門：197万トン</li> <li>民生・家庭部門：155万トン</li> <li>民生・業務部門：156万トン</li> <li>廃棄物部門：33.8万トン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生家庭部門及び運輸部門における二酸化炭素排出の削減</li> <li>特定フロンの排出の抑制や適正な回収・処理</li> <li>酸性雨の原因究明などの調査研究の推進</li> <li>国際的な取組</li> <li>大気汚染の未然防止</li> <li>汚染物質への対策</li> <li>土壌汚染の実態把握等</li> <li>地盤沈下の状況監視</li> <li>騒音対策、良好な音環境の保全</li> <li>振動の状況監視</li> <li>悪臭公害の防止</li> <li>環境調査等の継続による状況把握</li> <li>市民が直接自然に触れ合い、親しむことができる場や機会の創出</li> <li>文化財や伝統行事等の積極的保護</li> <li>都市の緑の創出</li> <li>廃棄物の上流対策</li> <li>産業廃棄物に関する指導・監督、施設整備、普及啓発</li> <li>環境教育・学習の積極的推進と人材育成</li> <li>ライフスタイルや行動様式の見直し</li> <li>市民、事業者、行政の各主体の対話の場や機会の確保</li> <li>大学、研究機関等との積極的連携と地域産業の活性化への配慮</li> </ul>	<p>&lt;基本施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進</li> <li>オゾン層保護対策の推進</li> <li>酸性雨対策の推進</li> <li>国際的取組の推進</li> <li>大気環境の保全</li> <li>水環境の保全</li> <li>土壌・地盤環境の保全</li> <li>生活環境の保全</li> <li>化学物質対策の推進</li> <li>自然環境の保全</li> <li>快適環境の確保</li> <li>一般廃棄物対策の推進</li> <li>産業廃棄物対策の推進</li> <li>環境教育・学習の推進</li> <li>環境保全活動の促進</li> <li>広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進</li> <li>環境関連産業の育成と技術開発の推進</li> </ul>	<p>&lt;重点プロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭・事業所における二酸化炭素排出量の削減</li> <li>発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進</li> <li>自動車に過度に依存しないまちづくりの推進</li> </ul>	<p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活と環境との関わりについて理解を深める</li> <li>地域の環境保全活動に参加</li> </ul> <p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した経営</li> <li>環境保全に対する取組の率先的実施・公表</li> <li>地域の環境保全活動に積極的に参加</li> </ul> <p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その成果を公表</li> <li>各主体の役割や取組の方向性を示す</li> </ul>
環境	京都市自動車公害防止計画	策定済（H13）	H22年度まで				<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部、周辺部、南部地域といった地域特性に立脚した施策</li> <li>歴史的観光都市としての施策</li> <li>環境保全施策</li> <li>発生源対策</li> <li>交通需要管理者（TDM）施策の推進</li> <li>交通流対策及び交通基盤整備対策</li> <li>普及啓発</li> <li>調査研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の低公害化・低燃費化</li> <li>低公害車・低燃費車の普及</li> <li>点検整備等の徹底</li> <li>公共交通等の利用促進</li> <li>歩行空間の形成と自転車利用の促進</li> <li>自動車交通の適正化</li> <li>観光地の交通対策</li> <li>道路及び鉄道の整備</li> <li>沿道対策</li> <li>交通流対策</li> <li>啓発活動</li> <li>環境教育</li> </ul>	<p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の場合の自家用車を控える等、できることから自主的・積極的に行動</li> </ul> <p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車本体の排出ガス・騒音の低減及び燃費の向上についての技術開発、公害防止技術の開発、低公害車の普及に努める</li> <li>環境への負荷の少ない自動車の利用管理の推進などに努める</li> </ul> <p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に盛り込まれた対策の積極的推進</li> <li>市民や事業者への普及・啓発や助言、指導、施策実施に当たっての調整、自動車公害防止対策の効果の把握など計画推進の総合的な管理</li> </ul>
環境	京都市ダイオキシン類対策推進計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000070953.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000070953.html</a>	H21.10改定	なし			<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的モニタリング調査</li> <li>発生源対策</li> <li>参加と協働</li> <li>情報提供</li> <li>環境教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気、河川水質、河川底質、土壌、地下水の一般環境調査</li> <li>母乳、農作物等、上下水道に関する調査</li> <li>クリーンセンター、水環境保全センター汚泥焼却炉等、第二市場食肉廃棄物焼却炉、中央斎場動物路、埋立処分地、その他の焼却炉など市が管理する焼却炉対策</li> <li>法規制対象施設や小型焼却炉等事業者等の焼却炉対策</li> <li>野外焼却行為等の禁止徹底</li> <li>市民・事業者・行政の協働と役割の明確化や関係局との連携、情報の一元化</li> <li>速やかな公表やパンフレットの作成、情報の共有化などの情報提供</li> <li>環境問題への理解の深化、環境問題への主体的態度の育成、家庭・地域社会との連携による取組の実施</li> </ul>		

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
環境	環境モデル都市行動計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000056642.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000056642.html</a>	策定済（H21.3）	2050（H62）年まで		・2030（H42）年までに温室効果ガス40%削減 ・2050（H52）年までに温室効果ガス60%削減	・温室効果ガスの排出量は減少傾向 ・基準年比で産業部門及び運輸部門では温室効果ガスが減少しているものの、民生部門では増加傾向	＜基本的な考え方＞ ・まちの特性をさらに高めていながら低炭素社会の実現を目指す ・低炭素社会の実現に向けて不可欠なライフスタイルの転換を目指す ・地域資源を活用した取組を推進する ＜取組内容＞ ・歩くまち・京都 ・景観と低炭素が調和した街づくり ・環境にやさしい低炭素型のライフスタイルへの転換 ・イノベーションをはじめとした低炭素型経済・生産活動の発展 ・再生可能エネルギー資源の徹底的活用 ・京都市民環境ファンドの創設	・人が主役の道づくり、まちづくりを目指す「歩くまち・京都」戦略 ・「低炭素景観の創造」を目指す「木の文化を大切にすまち・京都」戦略 ・「DO YOU KYOTO?」ライフスタイルの変革と技術革新	＜京都市＞ ・行政機関内の連携 ・地域住民等との連携 ・大学、地元企業等の知的資源の活用 ・国際的な連携
環境	新京都市地球温暖化対策計画 ※現在、条例の改正を検討中。その後、計画を検討予定 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0_7.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0_7.html</a>	H21.8 審議会へ諮問 H22.3 第5回委員会	H32年まで		・2020（平成32）年の温室効果ガス排出量	・各施策・事業の実施による削減効果の算定 ・国の地球温暖化対策法案との連携	新条例（平成23年4月施行）に基づき、以下の観点から、具体的な対策を検討する。 ・人と公共交通優先の歩いて楽しいまち ・森を再生し「木の文化」を大切にすまち ・環境にやさしいライフスタイル ・環境にやさしい経済活動 ・エネルギー創出・地域循環のまち ・ごみの減量		
環境	環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議提言 ※提言案から ※現在、最終提言を委員の意見を受けて修正中 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/000077308.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/000077308.html</a>	H20.7 市民会議設置 H22.1.21～2.21 提言骨子へのパブリックコメント 意見者数：249人 意見総数：350件	なし			【提言における課題】 ・市民が主役となった実践行動 ・実践行動に向けた動機付け ・世界を先導する「ライフスタイルの京都モデル」の確立  【京都市の課題】 ・提言を受けてからの施策の展開	「環境にやさしいライフスタイルの創造」に向けた12の視点 ・持たない幸せ ・「エコ」を楽しむ ・「エコ」で得する ・「絆」「潤い」「関係」の見直し ・「自然のサイクル（周期）」に即して生きる ・「京都が大切にしてきたもの」を大切に ・京都を愛したい ・選べない悲慘と「選べる喜び」 ・「豊かさ」の問い直し ・「地球を思う心」を育もう ・みんなでつくる社会のルール ・地域のイニシアティブ（地域のことは地域で考えたい）		・ライフスタイルを見直し、環境に優しいものに変えていく
環境	「木の文化を大切にすまち・京都」市民会議検討報告書 ※中間骨子から <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/main/pubcomment/000000016.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/main/pubcomment/000000016.html</a>	H20.12 市民会議設置 H22.2.8～3.5 パブリック・コメント	なし	木の文化を大切にすまち・京都 ・市域の3/4を占める森を再生し、森に親しみ、森の恵みを都市に還元することにより、文化の醸成や産業の振興に積極的に取り組むまち ・京町家を大切にするとともに、市内産材を多様に活用しながら、京町家の知恵を現代に活かし新たな建築活動を促進すまち ・さらには、こうした取組を評価し、楽しいと思う京都の人々が暮らし続けることができ、その価値観を大切にすまち	・森林保全～生産～流通～建設～維持管理等のサイクルを有機的に動かすための推進体制の構築に向けた検討をさらに深めていくことが必要。特に、木材の供給側と需要側を繋ぐための取組を重点化  ・事業を進めていくためには、税、寄付金、基金等の様々な方法による財源の確保が必要である。財源の確保にあたっては、森を市民全体で支え合う必要があることを共通認識として持ってもらうことが重要である  ・取組によるCO2削減効果をわかりやすく見える形で情報提供することが必要  ・市民に対して「木の文化」を大切にす心の醸成と、日頃の実践活動を活発化していくための動きかけを推進していくことが必要。	＜森と緑＞ ・持続可能な豊かな「森林づくり・まちの緑づくり」 ・京都固有の歴史を踏まえた「木のあるまちづくり」 ・低炭素社会の「京の暮らし」 ＜京都環境配慮建築物(CASBEE 京都)＞ ・CASBEE 京都の構築及び効果的な運用 ・CASBEE 京都を活用した京都らしい環境に配慮した建築物の普及 ＜平成の京町家＞ ・平成の京町家の調査研究、認定及び普及促進	＜森と緑＞ ・市内産木材の様々な情報の集約や森林づくりの市民活動を支援する「プラットフォーム」の構築 ・公共施設への木材利用の義務化及び木質ペレットボイラーやストーブの導入促進 ・木質ペレットに代表される森林バイオマス等新エネルギーの活用 ＜京都環境配慮建築物＞ ・公共建築物に対する評価及び高ランク取得の義務化 ・一定規模以上の新築・増築の届出義務化及び評価結果の公表（一定規模未満は任意） ・届出の促進、表示の義務化、優遇・普及措置や顕彰制度等の検討 ＜平成の京町家＞ ・「平成の京町家」コンソーシアムの設立 ・調査研究への支援 ・モデル住宅展示場の開設 ・建設に対する各種優遇措置の整備 ・認定及び普及啓発	＜京都市＞ ・事業者、市民等と連携した推進体制の構築 ・取組成果についての情報発信 ・必要な取組に対する支援 ・取組を推進するための国への働きかけ ・取組を推進するための率先実行（公共施設への木材利用の義務化等）  ＜市民＞ ・森づくりへの積極的な参加 ・森の重要性及び森づくりのための負担の必要性の認識  ＜事業者＞ ・京都らしい環境に配慮した建築物の建設 ・「平成の京町家」等の建築物の普及に向けた取組の推進	

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
環境	京都市循環型社会推進基本計画（2009～2020）※プラン（案）から <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000075141.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000075141.html</a>	H20.7 審議会へ諮問 H21.12 答申 H22.2 パブリックコメント	H21 年度から H32 年度まで	・「市民力・地域力が築く世界をリードする環境モデル都市・京都」	ごみ減量に向けた取組目標 目標年度は H32 年度 ・市受入量：39 万トン ・再生利用率：31% ・市処理処分量：36 万トン ・市最終処分量：2.8 万トン		3つの基本方針に基づき、前計画での取組を継続しつつ、新たな取組を加え、9つの基本施策を実施 ＜基本方針＞ ・「そもそもごみを出さない」 ・「ごみは資源、可能な限りリサイクル」 ・「ごみは安全に処理して最大限活用」 ＜基本施策＞ ・すぐにごみになるものを「買わない・つくらない」 ・事業所などから出るごみを減らす ・分かりやすい情報提供と環境学習機会の拡大 ・徹底的な分別によるリサイクルの推進 ・地域力を活かした地域密着型の取組の推進 ・「学生のまち、観光のまち」ならでの取組の推進 ・ごみからのエネルギー回収の最大化 ・環境負荷を低減するごみの適正処理 ・市民の安心・安全とまちの美化の推進	京都市の現状から浮かび上がった課題に対応する5つの重点戦略 ・包装材削減推進京都モデル ・事業ごみの減量対策 ・イベント等のエコ化の推進 ・多様な資源ごみの回収の仕組みづくり ・バイオマスの利活用	オール京都の連携 ＜市民＞ ・しまつの心を大切に、今一度、自分の生活スタイルを見直してください ＜事業者＞ ・様々な分野、あらゆる段階で、それぞれの立場から事業活動のあり方を見直してください ＜環境関連団体＞ ・私たち行政と一緒に二人三脚での取組をお願いします ＜学生＞ ・若さあふれる行動力や正義感、ユニークな発想で身近なところから、ごみを減らしてください ＜観光客＞ ・環境と共生するまち・京都をご覧になって、ごみの分別や減量に協力して下さい ＜京都市＞ ・コーディネーターとしてリーダーシップを発揮します
環境	京都市地域新エネルギービジョン <a href="http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/about/newene.html">http://www.city.kyoto.jp/kankyo/envm/getemp/about/newene.html</a>	策定済（H12）	なし		「京都市地球温暖化対策地域推進計画」で定めた「本市域における二酸化炭素排出量を 2010 までに 1990 年レベルの 90%に抑制することを目指す」という目標を、新エネルギー使用量を削減する取組等と併せ、新エネルギー導入も進めることにより達成することを目標とする	＜基本方針＞ ・地球温暖化対策への貢献を重視 ・京都市の特性を生かした導入 ・新エネルギーを活用する仕組みづくり ・効果的・効率的な導入 ・廃棄物エネルギー・バイオマスエネルギーの活用 ＜新エネルギー導入のための施策＞ ・自主行動計画の策定促進、協定方式による事業者等の取組促進、ガイドライン等の策定、誘導的措置の検討、開発事業等における地球温暖化対策の促進、他地域・関係機関等との連携など、新エネルギー導入を促進する仕組みづくり ・市民・事業者への負担軽減策、指導・助言等による支援、ESCO 事業等の推進、研究・開発分野への支援など市民・事業者への支援策 ・京のアジェンダ 21 フォーラム及び京都市ごみ減量推進会議との連携、市民・事業者の地球温暖化防止活動への支援、普及啓発・環境教育等の推進など市民参加の促進及び啓発等 ＜市の事業への率先実行＞ ・公共建築の整備に関する指針作成 ・公共施設への新エネルギー導入の推進 ・公用車への低公害車の導入促進 ・グリーン購入の推進	＜重点プロジェクト＞ ・廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業の推進、生ごみのバイオガス化事業、建築解体廃棄物の活用、農林業バイオマスの活用などバイオマスエネルギーの活用促進 ・公共建築デザイン指針の策定・運用、環境学習・エコロジーセンター（仮称）の整備、公共施設への太陽光発電システム導入、浄水場・下水処理場への新エネルギー導入など公共施設への新エネルギー等の導入 ・公用車への低公害車の導入や、市民・事業者の低公害車導入の支援 ・未利用エネルギーの活用促進 ・高度集積地区（らくなん進都）での自然エネルギー、未利用エネルギーの活用等 ・小河川や水路等での小規模水力発電の活用促進 ・地球温暖化防止モデル事業者の認定、エコツーリズムの推進及び発信など地球温暖化対策の仕組みづくり	＜市民＞ ・資源やエネルギーを大切に環境調和型のライフスタイルの実践 ・積極的に地球温暖化対策につながる活動に取り組む ＜事業者＞ ・事業活動に伴うエネルギー消費の抑制や新エネルギーの積極的な導入 ・地域社会の一員として地球温暖化対策へ貢献 ＜行政＞ ・市民や事業者が自主的に地球温暖化対策に取り組めるような仕組みづくりの整備 ・それらの取組を積極的に支援 ・エネルギー消費の抑制、新エネルギー導入など地球温暖化対策を積極的に推進する先導的役割 ・環境負荷の少ないまちづくりを総合的に進める	
環境	新京都市産業廃棄物処理指導計画～京（みやこ）のさんばい戦略 21～ <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000021021.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000021021.html</a>	策定済（H16.3）	H22 年度まで	・発生抑制率：5%削減（H13 年度比） ・再生利用率：4 ポイント増（H13 年度比） ・埋立処分量 50%削減（H13 年度比） ・市域内処理率：4 ポイント増（H13 年度比） ・KES 認証取得事業所数：850 件	＜資源循環に関する課題＞ ・発生抑制・再生利用対策が困難な廃棄物の比率が増加 ・再生利用施設の設置に係る市民の合意形成 ・循環型社会ビジネス振興のための基盤づくり ＜適正処理に関する課題＞ ・不法投棄や不適正処理業者に対する機動性のある指導監視体制と効果的な摘発体制 ・保管の長期化に伴う PCB 廃棄物の対応 ＜社会意識の高揚に関する課題＞ ・市民・事業者の意識・モラルの向上とライフスタイルの見直し ・循環型社会構築に向け先進的取組を進める処理業者への社会的理解の醸成 ・処理業者等の地域社会でのパートナーシップの構築	＜基本理念＞ ・循環型社会の構築と廃棄物処理に係る環境負荷の低減 ＜基本的な考え方＞ ・排出事業場における発生抑制 ・発生したものは最大限再使用、再生利用 ・可能な限り発生場所に近い地域で再生利用、適正処理を行う ・「不法投棄をしない、させない、見逃さない」という気運を盛り上げ、市民・事業者・行政が一丸となって不適正処理防止に取り組む	＜発生抑制と再生利用の推進＞ ・排出事業者に対する指導 ・公共による再生資材等の利用促進 ・個別リサイクル法の円滑な運用 ・再生利用情報提供システムの充実 ＜資源循環の「環（わ）」の拡大＞ ・再生利用施設の設置促進 ・産学公連携による新技術研究・開発と循環型社会ビジネスの振興 ・循環型社会構築に向けた新たな制度等の検討 ・近畿圏の府県市等との連携 ・産業廃棄物の収集運搬に係る環境負荷の低減 ・産業廃棄物処理に係る市の関係部局との連携強化 ＜適正処理の推進・不法投棄撲滅＞ ・排出事業者・処理業者に対する許可及び適正処理指導 ・廃棄物情報管理システムの充実 ・公共関与による処理 ・不法投棄対策の強化と「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」の円滑な運用 ・PCB 廃棄物処理対策 ＜社会意識の高揚＞ ・市民啓発事業の実施 ・環境教育の推進 ・産業廃棄物連絡協議会事業の推進	＜事業者＞ ・環境管理体制の確立と情報の公開 ・自社廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進 ・自社製品等の LCA 徹底 ・再生原材料の使用拡大 ・使用済み製品・消耗部品の回収体制整備 ＜処理事業者＞ ・処理に係る環境保全対策の徹底と環境負荷低減のための取組 ・処理施設の設置・運営及び情報の公開 ・地域社会での共存と貢献 ・経営基盤の安定及び資質の向上 ・新たな技術開発と循環型社会ビジネスの振興 ＜市民＞ ・産業廃棄物に対する正しい理解 ・省エネの実践 ・ライフスタイルの見直し ・再生利用製品の優先購入 ・不適正処理行為を発見した際の関係機関への情報提供 ＜行政＞ ・本計画の周知と施策の実施 ・廃棄物処理法をはじめとする関係法令の迅速かつ厳正・公正な運用 ・循環型社会形成に向けた関係者相互のコーディネート及び調査研究	

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
人権・男女	京都市人権文化推進計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000006417.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000006417.html</a>	策定済（H17.3）	H26年度まで	子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、また、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべての人がいきいきとくらせるまち		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の人権問題</li> <li>子どもの人権問題</li> <li>高齢者の人権問題</li> <li>障害者の人権問題</li> <li>同和問題</li> <li>外国人・外国籍市民の人権問題</li> <li>感染症患者等の人権問題</li> <li>ホームレスの人権問題</li> <li>性同一性障害者等、犯罪被害者等、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、プライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害、婚外子・母子（父子）家庭の人権</li> </ul>	<p>&lt;基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人の人権を尊重する</li> <li>市民との協働（パートナーシップ）による推進</li> <li>総合的、戦略的な推進</li> </ul> <p>&lt;施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育・啓発</li> <li>人権の保障</li> <li>人権相談・救済</li> </ul>	<p>&lt;人権教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育</li> <li>学校等における人権教育</li> <li>社会教育</li> </ul> <p>&lt;人権啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報</li> <li>学習機会の提供</li> <li>市民の自主的な取組の支援</li> </ul> <p>&lt;人権の保障&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課題における時代の変化に応じた的確な取組の推進</li> </ul> <p>&lt;相談・救済&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権相談・救済に関する総合的なネットワークの構築</li> <li>相談機関等の周知</li> <li>教育・啓発との連携</li> <li>信頼性の向上</li> <li>情報収集及び提供の充実</li> </ul>	<p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての個人が、人権の意義、相互の尊重の重要性への理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権も尊重する</li> </ul> <p>&lt;京都市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権施策の総合的、効果的な推進</li> <li>市民等が行う自主的な取組の支援</li> <li>職員一人一人が人権の尊重を基礎として行動する</li> <li>関係機関、関係団体等との連携</li> </ul>
人権・男女	きょうと男女共同参画推進プラン(第4次京都市女性行動計画) ※現時点の検討状況	H21.6検討開始	H32年度まで						
	(参考) きょうと男女共同参画プラン(改定版)(第3次京都市女性行動計画) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000002492.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000002492.html</a>	策定済（H19.3）	H22年度まで	人が輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>市における女性職員の登用:部長級以上の女性職員を全局区に配置</li> <li>子どもの出生時における父親の5日以上連続休暇の取得:50%</li> <li>育児休業等の取得:男性55%、女性90%</li> <li>年次休暇取得年間10日以上職員割合:80%</li> <li>保育所定員:24670人</li> <li>延長保育:190箇所</li> <li>休日保育:5箇所</li> <li>一時保育:42箇所</li> <li>一元化児童館:130箇所</li> <li>子育て支援活動いきいきセンター:20箇所</li> <li>特別養護老人ホーム定員:4470人</li> <li>ケアハウス定員:670人</li> <li>1歳6か月児童健康診査(受診率):97%</li> <li>審議会における女性委員の登用:男女いずれの割合も少なくとも35%</li> <li>学校ふれあいサロン(利用人数):50万人</li> <li>学校コミュニティプラザ:17ゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVやセクシュアルハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の充実、企業等における男女雇用機会均等対策や両立支援の取組促進、家庭や地域等への男性の参画を重視した広報・啓発の推進及び意思決定の場への男女の均等な参画推進など、より効果的な方策を検討していくべき課題がある。</li> </ul>	<p>&lt;基本目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の尊厳が確立された社会づくり</li> <li>男女が共に安心して働き続けられる環境づくり</li> <li>自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり</li> <li>生涯を通じた健康な暮らしづくり</li> <li>あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり</li> <li>国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり</li> </ul> <p>&lt;施策の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対するあらゆる暴力の根絶</li> <li>女性の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し</li> <li>学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進</li> <li>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保</li> <li>仕事と家庭生活の両立の支援</li> <li>女性の職業能力発揮の支援</li> <li>家庭生活における男女共同参画の促進</li> <li>多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実</li> <li>高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透</li> <li>母と子の健康を守る保健医療等の推進</li> <li>男女の心とからだの健康づくりの支援</li> <li>意思決定の場への男女の均等な参画の促進</li> <li>男女共同参画を進める市民の力の向上</li> <li>男女の様々な社会活動への支援</li> <li>男女共同参画による地域コミュニティの創造</li> <li>男女共同参画社会の構築に向けた国際的協力の推進</li> </ul>	<p>&lt;重点施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DVを受けた女性の保護と自立支援</li> <li>様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進</li> <li>児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進</li> <li>企業等における男女雇用機会均等対策の推進</li> <li>企業等における両立支援の取組の促進</li> <li>子育てしながら働き続けられる条件整備</li> <li>女性の職業能力の開発</li> <li>家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上</li> <li>地域における子育て支援の充実</li> <li>意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備</li> <li>市の審議会等における男女構成比の均衡の確保</li> <li>男女の協力による地域の活性化の促進</li> </ul>	<p>&lt;市民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念*に基づき、家庭・地域・職場・学校などで、男女共同参画を進める</li> </ul> <p>&lt;事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念*に基づき、事業活動の中で男女共同参画を進める</li> </ul> <p>&lt;行政&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念*に基づき、市民・事業者と協力し男女共同参画の施策を実施</li> </ul> <p>※男女共同参画を進めるための6つの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の尊重</li> <li>安心して継続できる職業生活</li> <li>家庭生活における活動と他の活動の両立</li> <li>性の理解・尊重</li> <li>政策等の立案や決定への共同参画</li> <li>国際的協調</li> </ul>

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
青少年	新・京都市ユースアクションプラン(第3次京都市青少年育成計画) ※現時点の検討状況	H21.8 計画検討開始  H21.10 第3回委員会	H32 年度 まで			・青少年が市民として成長するための活動支援 ・課題を抱える青少年の支援	ユースサービス（青少年の自己成長の支援）の理念の継承		
	(参考)京都市ユースアクションプラン(第2次京都市青少年育成計画改定版) <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048374.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048374.html</a>	策定済 (H19.3)	H22 年度 まで			・青少年の社会的自立の遅れ ・青少年の健康と安全 ・青少年と多文化共生	<基本方針> ・「若き市民」としての青少年の自主的な活動の促進 ・新たな世紀で生きる力と創造性の開発 ・青少年に開かれた地域社会づくり ・青少年が課題を乗り越えるための支援策の推進	・京都ならではの体験学習、スポーツ、文化など活力を育む機会の充実 ・社会参加活動の促進 ・国際的な視野を培う機会の充実 ・高度情報通信社会に対応した学習の推進 ・人権感覚豊かな青少年を育む施策の推進 ・環境学習の推進 ・活動の場づくりとその支援 ・人的支援とネットワークづくり ・生きる力を養うキャリア教育の推進 ・個々の就業課題に対応した支援 ・青少年の自らの力を伸ばす支援策の推進 ・社会環境づくりの推進	<青少年> ・多様な自発的な活動の経験を通してたくましく生きる力を身に付けて社会の中で成長していく ・地域社会の一員として責任を自覚する <社会> ・青少年が目標を持ち、夢や希望と実現できるように支援する ・地域全体で青少年を見守り、育てる意識を高める ・個々の青少年の状況を把握し、自立のための包括的で継続的な支援を行う ・地域レベルでの青少年の居場所づくり
青少年	京都市子ども・若者総合支援計画 ※22 年度検討予定内容	22 年度から 検討開始				・ニートや引きこもりなど、子ども・若者の抱える問題の深刻化	<策定方針> 「京都市未来子どもプラン」と「新・京都市ユースアクションプラン」の関連施策の総合性と継続性を明確にし、子ども・若者の育成支援の理念と支援体制について定める。		
市民生活	京都市生活安全基本計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000067318.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000067318.html</a>	策定済 (H12.8)	H22 年度 まで	・犯罪や事故のない、「だれもが安心して暮らせるまち」		・地域住民の相互信頼を基にした、自主的な結び付きを育てること ・犯罪の発生件数の増加傾向 ・薬物乱用の拡大 ・交通事故発生件数、負傷者数の 増加傾向 など	<計画推進の基本的な考え方> ・自らを守る意識の高揚 ・連携・ネットワークの確立 <主要施策> ・知識の普及及び啓発活動の推進 ・生活安全活動を担う人材の育成 ・交通安全に関する施策の推進 ・市民の自主的活動への支援 ・犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進 ・対象別安全施策の推進 ・犯罪及び事故発生時の緊急体制の整備 ・被害者等への支援の推進	・生活安全運動期間の設定 ・講習会・研修会の開催 ・交通安全啓発活動の推進 ・地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進 ・市営住宅における防犯環境設計の推進 ・地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進 ・ごみ収集福祉サービス（まごころ収集） ・有害環境の浄化活動の推進 ・観光案内標識の充実 ・みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進 ・安心安全ホームページの運営による情報発信 ・犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族らに対する支援体制の確立 など	<市民（地域住民、各種住民団体）> ・地域住民や各種住民団体が、一体となって防犯や事故防止の活動に取組む ・身の回りの安全点検や、防犯や事故防止の視点を取り入れた住まいづくり ・生活安全に関する知識の習得に努める ・地域ぐるみでの行動に積極的に参加 <事業者> ・従業員への生活安全知識の普及及び啓発活動や地域住民と一体となった活動 ・事業所の施設や設備の安全管理 ・青少年にとっての有害物の及ぼす影響を除去する取組の徹底 ・観光旅行者等が安心して観光、滞在できるための環境づくり
市民生活	京都市消費生活基本計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048966.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048966.html</a>	策定済 (H18.10)	H22 年度 まで			・利便性の飛躍的向上、選択肢の大幅拡大が消費者被害に陥るリスクをも大幅に増加 ・消費者を「保護」するだけでなく、消費者が自ら主体的に選択し、その選択が適切なものとなるよう行政が支援する枠組みへの移行が必要	・安心・安全な消費生活環境の整備 ・消費者被害の救済 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保 ・消費者の自立支援 ・豊かに暮らすことができる環境の整備・創造	・安全の確保、適切な商品選択が行える環境の確保 ・消費生活相談、被害の救済、消費生活相談に関連する各種専門相談の充実 ・消費者被害の未然防止・拡大防止、事業者の不適正な取引行為の防止 ・様々な機会を通じた情報提供の推進 ・消費者教育・啓発の充実 ・消費者の意見の反映 ・食の安全の確保に向けた取組の推進 ・環境に配慮した活動の推進 ・高度情報通信社会への対応 ・京都固有の生活文化に根ざした活動の推進	<市民（消費者）> ・自らの価値観で多様な選択肢の中から主体的に選択する <行政> ・消費者の支援 ・消費者・消費者団体、事業者・事業者団体との連携 ・関係機関等とのネットワークの整備、強化
生活市民	第2次京都市消費生活基本計画 ※現時点の検討状況	H21.7.13 京都市消費生活審議会に諮問	H27 年度 まで			<消費生活における課題について> ・消費者の安心・安全 ・消費者教育・情報提供 <計画の実効性の確保について>			
市民生活	地域コミュニティ活性化に関する懇話会提言 ※第6回懇話会資料から <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-2-0-0_1.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-2-0-0_1.html</a>	H20.11 懇話会設置  H22.3.18 第6回懇話会	なし			・しっかりした地域コミュニティの存在が不可欠 ・地域組織の課題：加入率の低下、若い世代や新しい転入者が地域活動に参加しない、役員の高齢化、担い手不足、役員の顔ぶれが変わらない ・マンション等集合住宅の世帯と地域コミュニティをより一層つながりやすくする仕組み ・地域側の柔軟な対応力 ・市行政も地域組織のあり方や地域団体との手の結び方の協議を重ねていく必要 ・行政と地域組織の関係が曖昧 ・縦割り行政の弊害 ・まちづくり推進課の充実	<地域コミュニティ再活性化に向けての工夫> ・未加入者等の地域活動への参加促進 ・次代を担う人材の確保・育成 ・地域で活動する様々な団体との連携 ・学生や若者の地域活動への参加促進 ・多様な人材がいざいぎと活動する地域組織 ・地域組織への部会制の導入 ・良い取組事例を参考に <行政に支援を求めること> ・地域組織とNPOやボランティア団体との連携 ・地域組織に有志の力を取り入れる仕組みを広める ・地域組織が地域力をより一層発揮するため専門家相互も連携し、総力戦で支援 <マンションと地域組織の交流を促進するために> ・窓口の明確化 ・取組事例の検討	・「楽しさ」を切り口にしたイベント（例 お祭り） ・地域の魅力を紹介、再発見する事業（例 まち歩き） ・「子ども」「高齢者」など各家庭にとって関心の高いテーマを切り口にした事業 ・地域組織の窓口や活動内容を紹介する広報物を作成し、未加入者や転入者に配付 ・広報物を「子どもに関する取組の情報」など、テーマ別に分ける ・広報物に周辺地図や病気の際の連絡先等を掲載するなどの捨てられない工夫	・地域住民が主体となり行政がそれを支えるパートナーシップ型まちづくりが肝要 <行政> ・地域との関係を市政の中で位置付ける（「行政組織」と「地域を代表する組織」という対等の関係を明確化） ・地域側に視点を置いて課題を発見、支援 ・現状や課題、地域資源を地域と共有し、連携しながら、アドバイスを行う ・市が発信する情報が集約される仕組みの制度化や担当課、スペシャリストの配置 ・自主的に取り組む地域への情報発信とその支援 ・地域に関わる人材の動員 ・総力戦で取り組むための仕組みづくり <市民> ・地域の者は地域で守る ・地域のことは地域で決める ・より主体的な活動、「地域を代表する」組織であるための自己努力が求められる

分野	計画名称	策定の進捗段階	計画期間	達成目標		課題	主な方針・施策等	主な事業・プロジェクト等	市民等や行政の役割
				定性的目標（文章記述）	定量的目標（数値目標）				
文化	京都文化芸術都市創生計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000004509.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000004509.html</a>	策定済（H19.3）	H28年度まで（23年度に点検・見直し）	・文化芸術に関わる活動がさかんなまち ・日常生活シーンの中に文化芸術が見られるまち ・市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち ・文化芸術によって社会全体が活気づいているまち		・文化芸術と生活・地域とのつながりの希薄化 ・行政、関係機関、大学、企業等のそれぞれの活動が一つに結びついていない ・文化芸術の豊かさが必ずしも市民に享受されていない ・国内外の取組同様、京都でも更なる取組が必要	・日常生活における文化芸術の定着 ・伝統の継承と新たな創造活動の支援 ・文化芸術の交流の促進 ・文化芸術環境の向上 ・学術・産業との連携 ・市民の活動支援	<五つの京都先行プロジェクト> ・京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進 ・文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進 ・文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成 ・新たな文化芸術を創出する若き人材の育成 ・文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり	<市民（芸術家、NPO、企業等含む）> ・文化芸術を創造し、楽しむ ・文化芸術のまちづくりを担う ・文化芸術の豊かさを深く認識する ・子どもや将来の京都のまちに引き継ぐ ・文化芸術都市創生の取組に主体的に参画・関与する <京都市> ・取組の総合的推進とコーディネート ・市民の主体的な参画を促す ・市民の活動を支援し、協力・連携を進める
文化	岡崎地域活性化ビジョン及び京都会館整備基本計画	H22年度中に策定予定					<岡崎地域活性化ビジョン> 立地する各施設の連携や賑わいの創出、アクセスの改善等、ソフト面の活性化戦略を検討し、ビジョンを策定 <京都会館再整備基本計画> 岡崎地域活性化の起爆剤として京都会館再整備の実現性を高めるため、民間活力を積極的に取り入れ、参画企業等の誘致等を目指す。		
文化	京都市動物園構想 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000071747.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000071747.html</a>	策定済（H21.11）		・「近く」で動物たちの大きさにおいを実感し、「いのち」が感じられる動物園 ・全ての人に優しい動物園 ・環境に優しい動物園 ・楽しく学べる動物園 ・安全で安心な動物園 ・市民との共汗でつくる動物園 ・「食べる楽しみ」「買う楽しみ」を大切にしたい動物園		<現代の動物園としての課題> ・「いのちにふれる憩いの場」や「種の保存等自然保護への貢献」などを果たせる環境づくり ・環境への配慮 <岡崎地域にある動物園としての課題> ・周辺への配慮と貢献 ・地域連携の推進 ・ユニバーサルデザイン <京都市動物園としての課題> ・動物と「近い」という現在の特色の継承 ・先駆的取組の継続 ・事業やイベントの質的充実 ・安全確保 ・オリジナルグッズなどの顧客満足度の上昇	<「近くて楽しい動物園」新たな都市型動物園を目指して> ・現在地での再整備 ・立地や環境の長所、動物が入園者に近い特色を活かした、人も動物も楽しい動物園 ・教育プログラムやサービス向上等のソフト充実と、ハード整備との相乗効果でリピーター等の確保、集客の推進を目指す <展示コンセプト> ・環境エンリッチメントに配慮した展示 ・動物を間近で観察できる展示 ・野生動物の保全につながる展示 ・動物の知性を実感できる展示 ・ヒトと動物の関係について学べる展示	<ゾーンテーマに応じた施設整備> ・ふれあい広場「おとぎの国」 ・ネコワールド ・アフリカの草原 ・サルワールド ・京都の森 ・ソウの森 ・教育・管理施設 ・利便施設、休憩エリア ・バックヤード・研究施設 <活性化に向けた取組> ・新たな教育プログラムの策定 ・市民との共汗でつくる動物園 ・サービスの向上 ・新たな入園者の開拓	
スポーツ	京都市市民スポーツ振興計画 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-5-0-0-0_8.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-5-0-0-0_8.html</a>	策定済（H13）	H22年度まで	だれもが、いつでも、どこでも、いろんなかたちでスポーツに親しめる環境を、みんなで支えあう「スポーツごころ」を結ぶまちづくり		・老朽化スポーツ施設の再整備及びバリアフリー化の推進について、限られた予算内において継続的に実施する必要がある ・厳しい財政状況のもとでは、任意行政であるスポーツ施策に対する予算確保はより困難となっている ・世代交代に伴い、支えるスポーツの担い手である体育振興会、体育指導委員、体育協会の新たなかつ安定的な人材確保や育成支援が必要となっている	<ハードウェアに関する施策> ・市民スポーツ振興の拠点施設づくりと、まちづくりと一体となったスポーツ環境づくり <ソフトウェアに関する施策> ・総合的な情報支援システムの創設と、多様化するスポーツニーズに対応した事業展開 <ヒューマンウェアに関する施策> ・多様なタイプのリーダーやボランティアの育成・支援と、スポーツ振興組織のネットワークの形成	<ハードウェア> ・地域体育館における市民スポーツ交流拠点機能の充実 ・多様なスポーツ施設の整備、充実 ・利用しやすい施設の管理・運営 <ソフトウェア> ・市民スポーツ活動を支援する情報システム「スポーツウェブ京都」の創設 ・多様化するスポーツニーズに対応した事業の展開 ・スポーツ大会の充実 <ヒューマンウェア> ・多様なタイプの市民スポーツ支援人材の育成 ・市民スポーツ組織への支援とネットワークの充実	・市民のスポーツへの取組を「みんなで支えあう」 ・市民、市民スポーツ組織、民間事業者、学識経験者、行政など関係者が一体となった取組が必要 <市民> ・市民スポーツの振興は行政だけでなく、市民一人一人が進めなければならない <行政> ・市民の「スポーツごころ（「する」、「見る」、「支える」スポーツ）」に応える ・行政は市民の主体的なスポーツを支える ・行政は多様な主体間の連携と調整を図りながら推進 ・行政内部においても関係部局の連携を図り、柔軟な姿勢で取り組む